

内部通報規程

第1条（本規程について）

一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」）が実施する業務における、不正行為による不祥事の防止及び自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（通報等）

- 1 この法人又は社員及び役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、社員及び役職員は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。
- 2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した社員及び役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した社員及び役職員（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。
- 3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った社員及び役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

第3条（通報等の方法）

社員及び役職員は、監事に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。監事の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知するものとする。契約又は就業規則その他の規定に定める守秘義務に関する規定は、この規程に基づく通報等を妨げるものではない。

第4条（通報等調査）

- 1 前条の通報等（「当該通報」という。）を受けた監事は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」）を除く。）を、直ちに理事会に報告する。
- 2 前項の報告を受けた理事会は、監事のほか、当該通報等に対応すべき理事（以下「対応理事」という。）を任命することができる。
- 3 監事及び対応理事は、当該通報に関して通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）を行うか否かを判断するとともに、当該通報の事実並びに通報等調査についての判断結果及びその理由を、通報者特定情報を除き、理事会に報告する。

第5条（理事会への報告）

監事及び対応理事は、通報等調査を行った場合であって、当該調査について結果に至ったときは、速やかに、当該結果を理事会に報告するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

第6条（通報者への報告）

理事会は、通報等に基づく調査について、適宜、通報者に対してその進捗及び内容を報告する。ただし、通報者に対して報告を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

第7条（通報等への対応）

- 1 理事会は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒

処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

- 2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

第8条（情報の記録と管理）

- 1 通報等を受けた場合、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、4項1号の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されないことがないよう留意するものとする。
- 2 通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

第9条（不利益処分等の禁止）

スタッフ等は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、代表理事の判断により修正することができるものとする。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

法令又は定款に違反する行為

役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為

就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）

この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為

その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為